

## 雑紙（ざつがみ）は「雑誌・本類」 に含めて分別してください!!

平成24年12月から「雑紙（ざつがみ）」を「リサイクル資源（無料）」の「雑誌・本類」に含めて回収していますが、分別区分の違う「ダンボール」と一緒に束ねて出されています。

紙の種類によって処理ルートが異なるため、きちんと分別されていないと、収集作業の支障となりますので分別の徹底にご協力をお願いします。

### ■雑紙（ざつがみ）とは…?

○「雑誌・本類」と同様にリサイクル資源として出すことができる紙類

⇒コピー用紙、カレンダー、封筒、紙袋、包装紙など

### ■出し方は…?

○必ずしもで十文字にしっかり束ねてください。

○「雑誌・本類」と混入できません。

※抜け落ちたりばらけることのないようにしっかりと束ねてください。ばらけた場合は回収できない場合があります。

### ■注意点は…?

○金具、プラスチック、セロファンなどの紙以外の部分は取り除き分別してください。

○アルミを貼ったものは「燃やさないごみ」、細かくちぎったものや汚れたものなどは「燃やすごみ」となります。

### 【お問い合わせ】

役場町民課生活環境係 Tel 2・1213



## ちびっこ探検学校ヨロン島参加者募集 (佐呂間町ふるさとまちづくり振興事業)

「ちびっこ探検学校ヨロン島（ヨロンアドベンチャー・スクール）」に参加する子どもたちを募集します。この事業は、子どもたちが自然とふれあう中で、その恩恵を学ぶことや団体生活を通じ、規律や仲間と助け合う楽しさ、大切さを学ぶこと、また、外国人小学生と活動を共にすることで言語や習慣を超えた友情を育み、国際感覚を身に付けることを目的として実施しています。

■期 間 3月26日～4月1日（6泊7日）

■場 所 鹿児島県大島郡与論町

■定 員 本町参加枠 16名

※定員を超えた場合には抽選。（5・6年生優先）

### ■行 程

○往路 女満別空港→沖縄那覇空港→那覇港→与論島

○復路 与論島→那覇港→那覇空港→女満別空港

※往路の那覇港から与論島は那覇港で船内泊、復路の那覇港着後那覇で1泊となります。

■参加費用 168,000円

※佐呂間町ふるさとまちづくり振興基金から1/2以内の助成があります。

### ■参加条件

①小学校3～6年生（2月現在）

②健康で規則を守り協調性を大切にできる子。

※ただし、過去にこの事業に参加した子どもを除く。

■申込期限 2月19日まで

■説 明 会 参加者確定後に開催

### 【申込・お問い合わせ】

役場企画財政課企画係 Tel 2・1214

## パソコンの再資源化にご協力を

### ■PCリサイクルマークのついたパソコン

パソコンメーカーが無料で回収し、再資源化します。回収の申込は、廃棄するパソコンメーカーの受付窓口又はメーカーホームページから申し込んでください。

※自治体、販売店などでの回収・申込は行っていません。

### ■PCリサイクルマークのないもの

回収・再資源化料金を負担する必要があります。

### ◇回収するメーカーがないもの

自作パソコン、倒産や事業撤退したメーカーのパソコンは「パソコン3R推進協会」が有償で回収・再資源化します。

### ■対象機器

デスクトップパソコン本体

ノートブックパソコン、液

晶ディスプレイなど

### 【お問い合わせ】

パソコン3R推進協会

Tel 03・5282・7685

<http://www.pc3r.jp/>



## 自衛官候補生募集中!!

■募集種目 自衛官候補生

■身 分 特別職国家公務員

■応募資格 18歳以上27歳未満

■待 遇

○初任給 125,500円

○賞 与 年2回（6・12月）

※候補生は2士任用以降

○休日・休暇

週休2日、祝日、年末年始などの特別休暇、年次休暇

■受付期間 随時受付中

■試 験 日 平成25年2月16日

3月9日

### ■入隊時期

平成25年3月下旬～4月上旬

※年度採用計画数に達した場合試験を実施しない場合があります。

### 【お問い合わせ】

旭川地方協力本部遠軽地域事務所

Tel 0158・42・6616

役場町民課住民生活係

Tel 2・1213

## 確定申告不要制度

公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がありません。

### 注1)

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

### 注2)

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは下記までお問い合わせください。

### 【お問い合わせ】

役場企画財政課町民税係

Tel 2・1214

## 確定申告のお知らせ

確定申告書は、「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、提出してください。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に従って金額を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが税務署にでかけることなく、自宅ですぐに作成することができます。

作成した確定申告書は、印刷して郵送などにより提出できるほか、そのままe-Taxで送信することができます。確定申告書の作成には自動計算で簡単便利な「確定申告書等作成コーナー」を是非、ご利用ください。

なお、北見税務署では、確定申告会場を2月1日～3月15日まで開設しています。確定申告会場にお越しの際には「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。

※前年パソコンで申告された方で「確定申告のお知らせ」が届いている方は、そのお知らせもご持参ください。

※e-Taxの利用には電子証明書の取得（手数料）、ICカードリーダーなどの準備が必要です。

○国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

※確定申告書などの用紙や手引は、ホームページのほか役場にも設置されています。

**Information Board**

**情報掲示板**

## おうちで作成ネットで申告 e-Tax

e-Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署にでかけることなく、所得税・消費税の確定申告を自宅から行うことができます。

### ①パソコンで直接送信

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成した申告書を、自宅からe-Taxで直接送信できます。（確定申告書等作成コーナーは「確定申告」で検索してください。）

### ②税額控除が受けられます

平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで法定申告期限内に行くと、所得税額から最高3,000円の電子証明書特別控除を受けることができます。（平成19～24年分の間でいずれか1回。）

### ③書類の提示又は提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票

などは、その記載内容を入力して送信することで、これらの書類の提出又は提示を省略できます。（税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）

### ④還付金が早い

e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。（3週間程度）

### ⑤24時間利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

この機会に是非e-Taxをご利用ください。手続きなどの詳細はe-Taxホームページをご覧ください。

※平成24年分贈与税申告もe-Taxで送信することができます。

○e-Taxホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 交通事故の援護制度

### ■交通遺児等育成資金貸付（無利子）

#### ◇対 象

自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害をのこすことになった家庭の0歳から中学校卒業までの方。

#### ◇貸付金額 1人につき最初一時金155,000円

以降月学20,000円

小・中学校入学時に44,000円

#### ◇返還方法 月賦又は月賦、半年賦併用による20

年以内での均等払い

#### ◇返還猶予 要相談

※このほかにも介護料支給などの援護があります。

### 【お問い合わせ】

自動車事故対策機構旭川支所

Tel 0166・40・0111

灯油などの購入費を助成します

非課税世帯となっている高齢者・重度障害者・ひとり親世帯の方へ

今冬は例年に比べ寒さが厳しい中、灯油価格も高騰し続けています。町では、灯油価格の高騰にともなう臨時的な対策として、高齢者世帯・重度身体障害者世帯などに対して、冬期間の生活に欠かすことのできない灯油などの購入費用の助成を行います。

下記の支給要件に該当する世帯の方は申請期間内に手続きを行ってください。

- 対象者
  - 平成 24 年度分の町民税非課税世帯で、支給決定日現在、佐呂間町に住所のある次の①～⑥のいずれかに該当する世帯。
  - ※福祉施設入所世帯、3 ヶ月以上の長期入院世帯、冬期間町外に滞在している世帯を除く。
  - ◆対象要件
    - ①生活保護世帯
    - ② 65 歳以上（平成 25 年 3 月 31 日現在）の単身世帯、夫婦世帯及び 65 歳以上の高齢者を含む世帯
    - ③ひとり親世帯で 18 歳未満の児童を扶養又は監護している世帯（20 歳未満の学生含む）
    - ④ 1・2 級の身体障害者が世帯主又は同居する世帯
    - ⑤ 1 級の精神障害者が世帯主又は同居する世帯
    - ⑥療育手帳 A ランクの知的障害者が世帯主又は同居する世帯

- 助成・申請方法について
  - 助成額 1 世帯あたり 10,000 円を支給
  - ※後日指定された金融機関の口座へ振込
  - 申請期間 2 月 4 日～3 月 15 日
    - 8 時 30 分～17 時 15 分
    - ※土・日曜日、祝日を除く。
  - 申請場所 役場保健福祉課社会福祉係
    - 役場若佐支所
    - 役場浜佐呂間出張所
  - 申請に必要なもの
    - ①印鑑
    - ②振込先の金融機関口座番号がわかるもの

◇申請可能な世帯には個別に通知しますが、支給要件に該当するにもかかわらず、申請書類が送付されない方、また、ご不明な点がある場合はご連絡ください。なお、申請後の生活実態などの調査により支給決定を取消す場合がありますのでご了承ください。

【お問い合わせ】  
役場保健福祉課社会福祉係 Tel 2・1212

情報掲示板

使用済乾電池・蛍光灯のリサイクルにご協力を!!

家庭から出る「使用済み乾電池・蛍光灯」は無料回収しリサイクルされています。乾電池・蛍光灯に含まれる水銀を再利用することで、資源の有効活用だけでなく大気・土壌の汚染を防ぐことができます。

回収方法は下記の保管場所に回収箱を設置していますので、最寄りの場所をご利用ください。

回収された乾電池・蛍光灯は、イトムカ鉱業所（北見市留辺蘂町）に搬入し、水銀やガラスなどに再利用されますので皆さんのご協力をお願いします。

- 使用済乾電池
    - 対象 マンガン電池、アルカリ電池など
    - 保管場所 佐呂間町役場・若佐コミセン・浜佐呂間活性化センター・図書館・町民センター・若佐ストックヤード
  - 使用済蛍光灯
    - 対象 環形、直管形、ボール型、コンパクト型などの蛍光灯、裸電球
    - 保管場所 佐呂間町役場、若佐コミセン、浜佐呂間活性化センター、若佐ストックヤード
- ※乾電池・蛍光灯とも無料で回収しています。  
【お問い合わせ】  
役場町民課生活環境係 Tel 2・1213

奨学金制度をご利用ください

平成 25 年度佐呂間町奨学金の貸付を希望される方の受付を下記のとおり行います。

- 奨学生の条件
    - ①本町住民の子弟である方
    - ②高校、高等専門学校又は専修学校、大学に就学する方又は在学している方
    - ③身体健康、学業優秀、性行善良である方
    - ④学資の支弁が困難な方
  - 奨学生の人数
    - 10 名程度（高等学校 3 名、大学等 7 名）
  - 奨学金の貸付額
    - ①高校生、高等専門学校生など 月額 10,000 円以内
    - ②大学生、専修学校生など 月学 22,000 円以内
  - 奨学金の返還
    - ①奨学金は無利子です。ただし、期日までに納入されない時は、延滞利息がかかる場合があります。
    - ②奨学金の返還は、最終の学校を卒業後 1 年間据置き、その後 6 ヶ年で償還していただきます。
  - 貸付の申請
    - 貸付を希望される方は、4 月 1 日から 19 日までに教育委員会へお申込みください。（申請用紙は教育委員会）
- 【お問い合わせ】  
教育委員会管理課学校管理係 Tel 2・1294

町営住宅の空家状況

1 月 16 日現在の町営住宅空き家状況をお知らせします。

- <公募期間のある空家>
    - 栄団地
      - 2 階建 3LDK 1 階 1 戸 15,300 円～
    - 西富団地
      - 2 階建 2LDK 1 階 1 戸 14,300 円～
  - <随時入居可能な空家>
    - 栄団地
      - 2 階建 3LDK 1 階 1 戸 15,300 円～
    - 若佐第 2 団地
      - 2 階建 3LDK 1 階 1 戸 15,700 円～
    - 西富団地
      - 2 階建 2LDK 2 階 1 戸 14,600 円～
      - 2 階建 3LDK 1 階 1 戸 15,200 円～
      - 2 階建 3LDK 2 階 3 戸 15,200 円～
    - 宮前団地
      - 2 階建 2LDK 1 階 1 戸 20,300 円～
- ※高齢者又は身障者用  
☆宮前団地 特定公共賃貸住宅  
2 階建 3LDK 2 階 1 戸 47,700 円～  
【お問い合わせ】  
役場建設課管理係 Tel 2・1210

自動車の抹消・移転の登録は 3 月 31 日までに

自動車税は、毎年 4 月 1 日現在で運輸支局に登録されている自動車をお持ちの方に納めていただく道税です。

自動車を廃車又は売買・譲渡により所有しなくなった場合は、すぐに運輸支局で抹消又は移転の登録をしてください。3 月 31 日までに抹消又は移転の登録がされていない場合は、平成 25 年度も自動車税が課税されますのでご注意ください。

【お問い合わせ】  
札幌道税事務所自動車税部  
○自動車税の課税について  
Tel 011・746・1190  
○自動車取得税の課税について  
Tel 011・746・1195  
ホームページ  
○オホーツク総合振興局税務課  
http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/

国民年金保険料の追納をおすすめします!!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10 年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して 3 年度目以降に追納されると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは、北見年金事務所までお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
北見年金事務所  
Tel 0157・25・9635

土地・家屋の評価額が縦覧できます。

土地・家屋の縦覧帳簿を下記の期間中に縦覧することができます。

- 縦覧できる方
  - 所有者本人（納税管理人を含む）
  - 家屋又は土地を他の人から借りている方（ご自分に関わる固定資産のみ）
- 縦覧期間
  - 4 月 1 日～5 月 31 日
  - 8 時 30 分～17 時 15 分
  - ※土・日曜日、祝日を除く。
- 縦覧場所
  - 役場企画財政課資産税係

【お問い合わせ】  
役場企画財政課資産税係  
Tel 2・1214

年金にかかる税金について

老齢年金は、所得税法上の雑所得として所得税がかかることになっています。65 歳未満の方でその年の支払額が 108 万円以上の方や、65 歳以上の方で 158 万円以上の方の場合は、原則として所得税がかかります。（この年金額より少ない方は源泉徴収されません）年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

老齢年金を受給されている方には、1 月下旬に前年分の「源泉徴収票」をお送りしています。確定申告の際に税務署に提出してください。

また、亡くなられた方の源泉徴収票については、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、およそ 2 ヶ月程度で源泉徴収票（準確定申告用）をお送りしています。

【お問い合わせ】  
ねんきんダイヤル  
Tel 0570・05・1165

軽自動車の異動届出をお忘れなく!

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の使用者に課税されることになっています。軽自動車を他の人に譲ったり、廃車したなどの異動があった場合、3 月 31 日までに届出がなければそのまま課税されますので、十分にご注意ください。

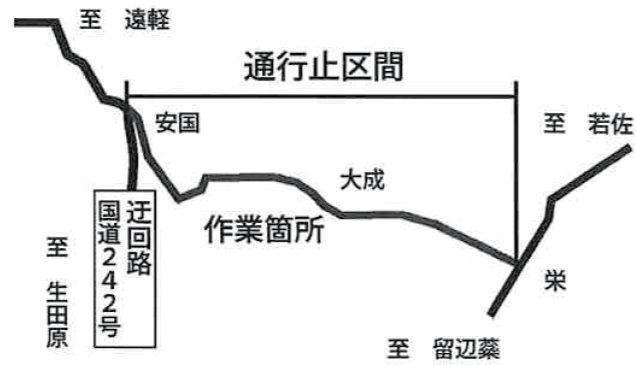
- 届出先
  - ☆ 50～125cc までのバイク
  - ☆ 小型特殊自動車（農耕用含む）の異動・廃車届出及び新規登録は ⇒役場企画財政課資産税係
  - ☆ 125cc を超えるバイク
  - ☆ 軽 4 輪自動車
  - ☆ 軽 4 輪自動車の異動・廃車及び新規登録は ⇒北見地区軽自動車協会
- 住所 北見市三輪 3 丁目 25-25  
Tel 0157・24・6130
- その他自動車税に関するお問い合わせは下記まで。

【お問い合わせ】  
北見道税事務所自動車税係  
Tel 0157・25・8681

## 夜間通行止めのお知らせ

国道 333 号線旭峠道路（自動車専用道路部）は道路維持作業のため下記の期間夜間通行止めになります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- 通行止区間  
国道 333 号線 旭峠道路※全面通行止め
- 通行止期間  
① 2月6日 21時 ~ 2月7日 6時  
② 2月7日 21時 ~ 2月8日 6時
- 迂回路 国道 242 号線をご利用ください
- 【お問い合わせ】  
道路緊急ダイヤル Tel # 9910



## 平成 24 年 火災発生概況

平成 24 年中の遠軽地区広域組合消防本部管内（遠軽町・湧別町・佐呂間町）の火災発生件数は平成 23 年と比べ、12 件減の 16 件で建物火災が 12 件、林野火災が 1 件、車両火災が 3 件でした。

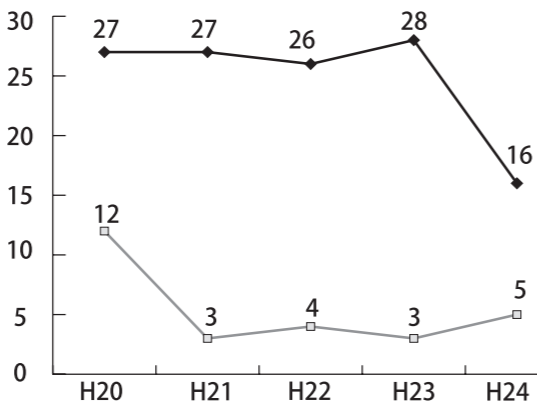
佐呂間町の火災発生件数は前年と比べ 2 件増の 5 件で、その内 4 件を建物火災が占め、損害額は約 1,900 万円にのぼり、管内で見ると約 3,100 万円もの大変貴重な財産が失われています。また、1 月には遠軽町で 1 名の尊い命が失われました。

原因別にみると、ガスコンロを使用したまま放置、燃焼器具の不適切な使用など、人為的ミスによる火災の発生が多く、普段から火の扱いに十分注意することが必要です。

生命、身体及び財産を火災から守るために、当消防本部管内では平成 20 年 6 月から住宅用火災警報器の設置を呼びかけ、平成 23 年 6 月からは全国的に設置が義務付けられています。しかし、昨年 7 月に実施した住宅用火災警報器設置のアンケートでは、一昨年と同様に約 3 割の世帯が未設置となっています。

住宅用火災警報器により火災を早期に発見することで、初期消火や避難、通報などの行動が早まり、延焼防止だけでなく、あなた自身はもちろん、大切な家族の生命、財産を守ることに繋がりますので、1 日も早く住宅用火災警報器の設置をお願いします。

◆近年の火災発生状況



◆管内 ■佐呂間町

◆火の用心 7 つのポイント

- ①寝たばこ、たばこの投げ捨てはしない。
- ②天ぷらなど揚げ物をする時はその場を離れない。
- ③家の周りに燃えやすいものを置かない。
- ④マッチやライターなどは子どもの手に届かないように。
- ⑤ストーブの近くに燃えやすいものを置かない。
- ⑥電気器具は正しく使用し、タコ足配線はしない。
- ⑦風の強いときに焚火は禁物。

管内では火災発生件数が平成 23 年と比べて 2 件減少しましたが、佐呂間町では 2 件増加しています。より一層の火災予防のため火の用心 7 つのポイントを確認しましょう。

## ご寄付ありがとうございます

- 宮前町 ▼叙勲受章に際して  
岸本 勲 さん
- 西富 ▲西富老人クラブへ  
左高 美代子 さん
- 宮前町 ▼叙勲受章に際して  
岸本 勲 さん
- 西富 ▲叙勲受章に際して  
千代子 さん
- 愛知県 ▲窪内 恵子 さん
- 北見市 ▲島津 俊春 さん
- 富士市 ▲滝 邦弘 さん
- 富山県 ▲姉崎 トミ子 さん
- 仁倉 ▲惣田 ふじ子 さん
- 共立 ▲吉本 幸司 さん
- 北見市 ▲高木 壽満子 さん
- 仁倉 ▲渡部 純夫 さん
- 浜佐呂間 ▲野崎 善之 さん
- ▼香典返しを廃して  
社会福祉協議会

## 人の動き

— 1 2 月末現在 —  
人口 5,716 人 (−11)  
男 2,732 人 (−3)  
女 2,984 人 (−8)  
世帯数 2,455 戸 (−3)  
() 内は前月比です。

## ◆戸籍の電算化ってどうなるの？

今まで戸籍は、手書きやタイプライターで記載し、複写して謄抄本を作成していました。そのため、出生や婚姻などの届出から証明書発行までの時間がかかりご不便をおかけしていました。

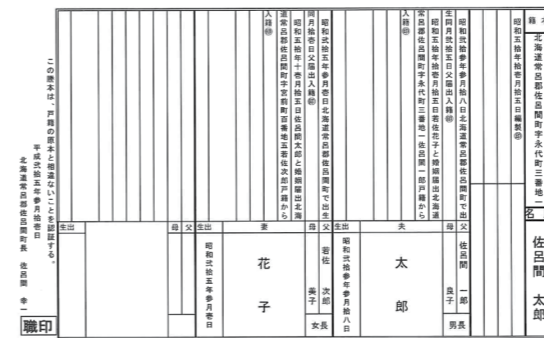
電算化（戸籍コンピュータの導入）により、これら戸籍の作成や証明書の発行までの時間が早くなります。また、証明書も見やすくなりやすくなります。この電算化の対象となるのは、本籍が佐呂間町にある方の戸籍です。住所が佐呂間町にあっても、本籍が佐呂間町以外にある方は対象となりません。

## ◆戸籍証明書の名称・様式が変わります

今まで全員の証明をする「戸籍謄本」が電算化後は「戸籍の全部事項証明書」に、個人を証明する「戸籍抄本」が「戸籍の個人事項証明書」に名称が変わります。また、様式は B4 判の縦書きから A4 判の横書きに変わり、記載内容も項目別となり見やすくなります。

- ◇電算化後に変更となるもの
- 戸籍謄本⇒戸籍全部事項証明書
- 戸籍抄本⇒戸籍個人事項証明書
- B4 判及び B5 判白紙⇒ A4 判
- 公印の朱肉印⇒黒色印（電子刷込印）
- ※手数料 450 円に変更はありません。

左：現在の戸籍・右：電算化後の戸籍



(1) 全部記載事項	
本籍	北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地1
氏名	佐呂間 太郎
戸籍事項	【改製日】平成25年3月9日 【改製事項】平成6年法律第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和23年3月18日 【配偶者区分】夫 【父】佐呂間一郎 【母】佐呂間良子 【続柄】長男
身分事項	出生 【出生日】昭和23年3月18日 【出生地】北海道常呂郡佐呂間町 【届出日】昭和23年3月25日 【届出人】父 婚姻 【婚姻日】昭和50年11月15日 【配偶者氏名】若佐花子 【従前戸籍】北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地1 佐呂間一郎
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和25年3月1日 【配偶者区分】妻 【父】若佐次郎 【母】若佐美子 【続柄】長女
身分事項	出生 【出生日】昭和25年3月1日 【出生地】北海道常呂郡佐呂間町 【届出日】昭和25年3月11日 【届出人】父 婚姻 【婚姻日】昭和50年11月15日 【配偶者氏名】佐呂間太郎 【従前戸籍】北海道常呂郡佐呂間町字宮前町100番地5 若佐次郎 以下余白
発行番号	000001

これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。  
平成25年3月11日  
北海道常呂郡佐呂間町長 佐呂間 善一 職印

## ◆本籍地の内容表記が変わります

本籍の番地の後に `の、の記載がある戸籍は `の、がなくなります。

電算化前 佐呂間町字永代町 3 番地の 1  
電算化後 佐呂間町字永代町 3 番地 1

## ◆今までの戸籍は？

電算化前に使用されていた戸籍は「平成改製原戸籍」として 150 年間保存されます。電算化されることでそれ以前に死亡や婚姻で除籍されている方は、新たな電算化戸籍には記録されないため、相続などの手続きの場合は「平成改製原戸籍」もとることとなります。

## ◆戸籍の附票も電算化されます

戸籍の附票は、戸籍に記載されている方の住所の履歴を記載しているものです。電算化直後の附票には、その時点で住民登録されている住所のみ記載となります。電算化以前のものが必要な場合は「改製された戸籍の附票（改製原附票）」をご請求ください。改製前の附票は 5 年間保存されます。

齋	喜	嶋	博	藤	紀	邊	邊	眞	藏	正字
齋	喜	嶋	博	藤	紀	邊	邊	眞	藏	使用できない文字
齋	喜	嶋	博	藤	紀	邊	邊	眞	藏	
齋	喜	嶋	博	藤	紀	邊	邊	眞	藏	

# 3月11日から 戸籍事務の電算化がはじまります!!

【お問い合わせ】  
役場町民課戸籍年金係  
Tel 2・1213